

平成29年度

12月補正予算の概要

八代市

平成29年度12月補正予算

(単位：千円)

会 計 名	補正前の額	補正額	計	前年同期比
一般会計（第5号）	68,270,500	756,500	69,027,000	△ 1.4%
特別会計	38,204,979	164,610	38,369,589	0.7%
介護保険（第2号）	14,462,836	146,610	14,609,446	2.8%
簡易水道事業（第2号）	360,187	18,000	378,187	2.5%
そ の 他	23,381,956	0	23,381,956	△ 0.6%
企業会計	7,980,882	134,600	8,115,482	0.5%
水道事業（第2号）	770,146	36,720	806,866	3.4%
下水道事業（第2号）	6,737,382	97,880	6,835,262	5.3%
そ の 他	473,354	0	473,354	△ 41.1%
合 計	114,456,361	1,055,710	115,512,071	△ 0.6%

一般会計事項別明細

【歳入】

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	14,575,040		14,575,040
2 地 方 譲 与 税	523,800		523,800
3 利 子 割 交 付 金	10,600		10,600
4 配 当 割 交 付 金	44,000		44,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	23,900		23,900
6 地 方 消 費 税 交 付 金	2,521,000		2,521,000
7 ゴルフ場利用税交付金	4,500		4,500
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	79,000		79,000
9 地 方 特 例 交 付 金	50,700		50,700
10 地 方 交 付 税	15,860,148		15,860,148
11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	23,000		23,000
12 分 担 金 及 び 負 担 金	856,818		856,818
13 使 用 料 及 び 手 数 料	788,936		788,936
14 国 庫 支 出 金	11,380,104	113,152	11,493,256
15 県 支 出 金	6,186,030	369,937	6,555,967
16 財 産 収 入	149,849		149,849
17 寄 附 金	315,707		315,707
18 繰 入 金	2,372,515		2,372,515
19 繰 越 金	1,029,990	88,811	1,118,801
20 諸 収 入	884,763		884,763
21 市 債	10,590,100	184,600	10,774,700
歳 入 合 計	68,270,500	756,500	69,027,000

【歳出】

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費	396,770		396,770
2 総 務 費	5,359,211	36,720	5,395,931
3 民 生 費	22,846,441	230,474	23,076,915
4 衛 生 費	14,118,646	147,754	14,266,400
5 農 林 水 産 業 費	4,836,875	20,990	4,857,865
6 商 工 費	1,582,143	15,000	1,597,143
7 土 木 費	6,079,782	6,253	6,086,035
8 消 防 費	2,296,661		2,296,661
9 教 育 費	4,270,582	11,809	4,282,391
10 災 害 復 旧 費	188,573	8,500	197,073
11 公 債 費	6,133,686		6,133,686
12 諸 支 出 金	141,130	279,000	420,130
13 予 備 費	20,000		20,000
歳 出 合 計	68,270,500	756,500	69,027,000

一般会計補正予算

(単位：千円)

款	補正額	主 要 事 項	特 定 財 源											
【総務費】	36,720	<p>新庁舎建設関連事業（新庁舎建設課） 36,720</p> <p>①庁舎建設にあたり、地盤調査を行った結果、基礎部分について安定した地盤に支持力を求める杭基礎形式が望ましいことが判明した。当方式では、庁舎敷地内にある松江城水源地の井戸を汚濁する可能性があることから、予備井戸の設置経費を補償するもの。</p> <p>松江城水源地予備井戸設置補償費：36,720千円 工事期間：H30.1月～H30.5月</p> <p>【繰越明許費】 単位：千円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>限 度 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新 庁 舎 建 設 関 連 事 業</td> <td>36,720</td> </tr> </tbody> </table> <p>②庁舎建設にあたり、八代市指定史跡「八代の藩校伝習堂跡及び教衛場跡」の現状を変更する必要があることから、文化財保護法第94条及び99条の規定に基づき、発掘調査を実施するための経費について債務負担行為を設定するもの。</p> <p>埋蔵文化財発掘調査業務委託 調査対象箇所：旧本庁舎北側 3,045㎡ 委託期間：H30.3月～H30.9月 総事業費：86,225千円（H29：0千円、H30：86,225千円）</p> <p>【債務負担行為】 単位：千円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>期 間</th> <th>限 度 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新 庁 舎 建 設 埋 蔵 文 化 財 発 掘 調 査 業 務 委 託</td> <td>平成29～30年度</td> <td>86,225</td> </tr> </tbody> </table>	事 項	限 度 額	新 庁 舎 建 設 関 連 事 業	36,720	事 項	期 間	限 度 額	新 庁 舎 建 設 埋 蔵 文 化 財 発 掘 調 査 業 務 委 託	平成29～30年度	86,225	市債 (100%)	36,700
事 項	限 度 額													
新 庁 舎 建 設 関 連 事 業	36,720													
事 項	期 間	限 度 額												
新 庁 舎 建 設 埋 蔵 文 化 財 発 掘 調 査 業 務 委 託	平成29～30年度	86,225												
【民生費】	230,474	<p>特別会計繰出金事業（介護）（長寿支援課） 1,901</p> <p>介護保険制度改正によるシステム改修に伴い、介護保険法に規定されたルール分の繰出金に要する経費を補正するもの。</p> <p>一般事務経費分 1,901千円 (介護保険制度改正に係るシステム改修)</p> <p>私立保育所保育委託事業（こども未来課） 215,541</p> <p>保育所運営費として私立保育所及び管外私立保育所へ施設型給付費を支給する事業において、平成29年度制度改正に伴い、施設型給付費に係る処遇改善加算の加算率が最大2パーセント増加、併せてキャリアアップによる処遇改善加算が新たに創設されたことにより補正するもの。</p> <p>①処遇改善加算率の改定に伴う補正額 (加算率が最大2%アップ) 補正額：88,590千円（対象施設：60施設）</p> <p>②キャリアアップによる加算創設に伴う補正額 補正額：126,951千円（対象施設：48施設）</p> <p>管外公立保育委託事業（こども未来課） 1,468</p> <p>八代市外の公立保育所に対して、八代市からの入所児童数に応じた委託料を保育所運営費として管外公立保育所へ支給する事業において、八代市からの入所児童数が当初見込より増加したことにより、保育委託料の不足額を補正するもの。</p> <p>補正後額 - 補正前額 = 補正額 5,460千円 - 3,992千円 = 1,468千円 (8名延べ51ヵ月) (4名延べ48ヵ月)</p> <p>※主に、0歳児の入所児童が延べ9ヶ月間多くなるため。</p>	国庫支出金 (1/2) 県支出金 (1/4)	107,770 53,885										

款	補正額	主 要 事 項	特 定 財 源										
		<p>地域型保育給付事業（こども未来課） 11,564</p> <p>地域型保育を実施する事業所に地域型保育給付費を支給する事業において、処遇改善等加算率の改定や入所児童数の増などにより、事業所への給付費が不足するため、その不足額を補正するもの。</p> <p>補正後額 ー 補正前額 = 補正額 75,878千円 64,314千円 11,564千円 ※うち国庫負担基準額 10,765千円</p> <p>【内訳】 ①児童数の増による不足額 : 8,524千円 ②処遇改善等加算率の改定に伴う補正額 : 2,495千円 ③キャリアアップに係る加算創設に伴う補正額 : 545千円</p> <p>債務負担行為（生活援護課） 被保護者や生活困窮者に対し、就労意欲の喚起や就労従事の準備などを計画的に行い、就労の可能性を高めるための支援を実施するもの。 当該事業の実施にあたっては、専門的な支援が可能な事業者へ業務委託することとしており、その相手方決定のためにプロポーザル方式により業者選定を実施することから、債務負担行為の設定を行うもの。</p> <p>【債務負担行為】 単位：千円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>期 間</th> <th>限 度 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被保護者及び生活困窮者就労準備支援業務委託</td> <td>平成29～30年度</td> <td>7,232</td> </tr> </tbody> </table>	事 項	期 間	限 度 額	被保護者及び生活困窮者就労準備支援業務委託	平成29～30年度	7,232	国庫支出金 (1/2) 5,382 県支出金 (1/4) 2,691				
事 項	期 間	限 度 額											
被保護者及び生活困窮者就労準備支援業務委託	平成29～30年度	7,232											
【衛生費】	147,754	<p>環境センター建設事業（環境センター建設課） 147,754</p> <p>熊本地震の影響で工事を中断したため、工期を延長したことに伴い、発生した費用を補正するもの。併せて、環境センター建設敷地内の地中障害物が想定よりも広い範囲に埋設されていたため、これを撤去するための追加費用を補正するもの。</p> <p>○設計施工監理業務委託料 ・地震の影響による増額：10,643千円 監理者滞在日数の増加分</p> <p>○工事請負費 ・地震の影響による増額：100,540千円 5.6か月分の追加経費 （労務費、現場事務所費、杭打機の搬送及び再設置費用等） ・追加工事による増額（地中障害物撤去費用）：36,571千円</p> <p>繰越明許費（環境センター建設課） 熊本地震の影響で、工期が延長となったことにより発生する費用を繰越すもの。</p> <p>・設計施工監理業務委託料 23,730千円 ・工事請負費 4,606,717千円 ・備品購入費 22,335千円</p> <p>【繰越明許費】 単位：千円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>限 度 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環 境 セ ン タ ー 建 設 事 業</td> <td>4,652,782</td> </tr> </tbody> </table> <p>債務負担行為（環境センター建設課） 熊本地震の影響で、設定した債務負担行為の期間内に完了しない事業について、新たに債務負担行為を設定するもの。</p> <p>【債務負担行為】 単位：千円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>期 間</th> <th>限 度 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境センター施設整備・運営事業（平成29年度）</td> <td>平成29～50年度</td> <td>169,794</td> </tr> </tbody> </table>	事 項	限 度 額	環 境 セ ン タ ー 建 設 事 業	4,652,782	事 項	期 間	限 度 額	環境センター施設整備・運営事業（平成29年度）	平成29～50年度	169,794	市債 (95%) 140,300
事 項	限 度 額												
環 境 セ ン タ ー 建 設 事 業	4,652,782												
事 項	期 間	限 度 額											
環境センター施設整備・運営事業（平成29年度）	平成29～50年度	169,794											

款	補正額	主 要 事 項	特 定 財 源						
		<p>被災私道復旧支援事業（地震災害関連）（建設政策課） 3,000</p> <p>県の「平成28年熊本地震復興基金交付金」を活用し、熊本地震で被災した集落等における住民の生活環境の早期回復を図るため、公道と集落等を結ぶ生活道路である私道の復旧に係る経費の一部を補助する経費を補正するもの。</p> <p>事業内容 ・私道復旧支援補助金 3,000千円（島田町私道 1件分）</p> <p>【対象者】 支援対象となる私道を管理する自治会又は集落等 【支援対象】 被災した生活道路である私道（私有地）で、以下のすべての要件を満たすもの ①一般交通の用に供していること ②公道に接続していること ③幅員が概ね1.8m以上あること ④所有者の異なる住宅が2戸以上建ち並んでいること ⑤集落等で維持管理していること 【対象経費】 支援対象の私道の被災箇所の復旧経費（事業費が500千円未満のものを除く） 【交付基準】 対象経費の1/2以内（補助上限：10,000千円/件）</p>	<p>県支出金 (10/10) 3,000</p>						
【消防費】	0	<p>繰越明許費（危機管理課） -</p> <p>簡易水道事業特別会計の白岩戸地区簡易水道整備事業の繰越に伴い、一般会計から負担することとなっている消火栓設置（5基分）に係る経費について繰越もの。</p> <p>【繰越明許費】 単位：千円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>限 度 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消 防 施 設 整 備 事 業</td> <td>1,620</td> </tr> </tbody> </table>	事 項	限 度 額	消 防 施 設 整 備 事 業	1,620			
事 項	限 度 額								
消 防 施 設 整 備 事 業	1,620								
【教育費】	11,809	<p>民俗伝統芸能伝承館（仮称）整備事業（文化振興課） 163</p> <p>民俗伝統芸能伝承館（仮称）の基本・実施設計業務委託に係る公募型プロポーザル方式による選定審査の開催に要する経費を補正するもの。</p> <p>報償費 : 60千円 旅費 : 81千円 高速道路使用料 : 22千円</p> <p>また、民俗伝統芸能伝承館（仮称）の基本・実施設計業務委託に要する経費について債務負担行為を設定するもの。</p> <p>総事業費：76,650千円（H29：0千円、H30：76,650千円） （内訳）基本設計：46,645千円 実施設計：30,005千円（起債対象経費）</p> <p>【債務負担行為】 単位：千円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>期 間</th> <th>限 度 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>八代民俗伝統芸能伝承館（仮称）整備 基本・実施設計業務委託</td> <td>平成29～30年度</td> <td>76,650</td> </tr> </tbody> </table>	事 項	期 間	限 度 額	八代民俗伝統芸能伝承館（仮称）整備 基本・実施設計業務委託	平成29～30年度	76,650	
事 項	期 間	限 度 額							
八代民俗伝統芸能伝承館（仮称）整備 基本・実施設計業務委託	平成29～30年度	76,650							
		<p>地域コミュニティ施設等再建支援事業（地震災害関連）（文化振興課） 10,446</p> <p>県の「熊本地震復興基金交付金」を活用し、平成28年度熊本地震で被災した地域・集落における地域コミュニティの場として長年利用されてきた施設の再建に要する経費を補正するもの。</p> <p>対象自治会・施設： 松高校区・松崎神社 他26団体・31施設 補助対象経費 : 20,914千円 助成額 : 10,446千円</p>	<p>県支出金 (10/10) 10,446</p>						
		<p>大規模スポーツ大会等誘致事業（スポーツ振興課） 1,200</p> <p>2020年 東京オリンピックの事前キャンプについて、台湾のバドミントン競技を誘致するため、早期に実行委員会を立ち上げ、台湾バドミントン関係者へのアプローチや交流事業など誘致に係る経費について補正するもの。</p> <p>競技誘致実行委員会負担金：1,200千円</p>							

款	補正額	主 要 事 項	特 定 財 源	
【災害 復旧費】	8,500	<p><u>林道施設災害復旧事業（水産林務課）</u> 8,500</p> <p>平成29年9月17日の台風18号で被災した施設の災害復旧経費を補正するもの。</p> <p><補助災害> 泉地区：林道南川内線 8,500千円（L=18m）</p>	<p>県支出金 (6.5/10)</p> <p>市債 (90%)</p>	<p>5,525</p> <p>2,600</p>
【諸支出金】	279,000	<p><u>平成28年熊本地震復興基金事業（財政課）</u> 279,000</p> <p>熊本県の平成29年9月補正予算にて予算化された「平成28年熊本地震復興基金交付金」において、創意工夫分（枠配分）として配分があったことから、基金を創設し積立てる経費を補正するもの。</p> <p>平成28年熊本地震復興基金（新設） 積立金：279,000千円</p>	<p>県支出金 (10/10)</p>	<p>279,000</p>
合計	756,500			

特別会計補正予算

(単位：千円)

会計	補正額	主 要 事 項	特 定 財 源				
介護保険	146,610	<p>介護給付一般事務事業（長寿支援課） 3,802</p> <p>介護保険制度改正によるシステム改修に必要な費用を補正するもの。</p> <p>介護保険制度改正に係るシステム改修 3,802千円 (主な改正点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・更新認定有効期間の上限延長 ・介護保険適用除外施設における住所地特例の見直し など <p>償還金事業（長寿支援課） 142,808</p> <p>平成28年度の介護給付費及び地域支援事業の精算に伴い、超過交付となった交付金について、国県へ返還を行うために必要な費用を補正するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国への返還金 交付済額 確定額 返還額 3,693,377千円 - 3,609,212千円 = 84,165千円 ・県への返還金 交付済額 確定額 返還額 1,987,102千円 - 1,928,459千円 = 58,643千円 	<p>国庫支出金 (1/2) 1,901</p> <p>繰入金 1,901</p>				
簡易水道事業	18,000	<p>泉地区建設事業（水道局） 18,000</p> <p>泉町の白岩戸簡易水道において、地元及び道路管理者との協議結果により、当初予定していたルート及び工事内容の一部に変更が生じたこと、及び、熊本地震等の復旧復興事業による工事量増大への対応として平成29年2月以降の工事へ導入された「復興歩掛・復興係数」の影響により事業費が不足するため、必要な経費を補正するもの。</p> <p>事業内容 工事請負費 : 18,000千円 ルート変更等による影響 15,000千円 復興歩掛・復興係数導入による影響 3,000千円</p> <p>補正後額 補正前額 補正額 82,000千円 - 64,000千円 = 18,000千円</p> <p>【繰越明許費】 単位：千円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>限 度 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>泉 地 区 建 設 事 業</td> <td>49,200</td> </tr> </tbody> </table>	事 項	限 度 額	泉 地 区 建 設 事 業	49,200	<p>市債 (100%) 18,000</p>
事 項	限 度 額						
泉 地 区 建 設 事 業	49,200						
合計	164,610						

企業会計補正予算

(単位：千円)

会計	補正額	主 要 事 項	特 定 財 源
水道事業	36,720	<p>松江城水源地改修事業（水道局） 36,720</p> <p>新庁舎建設に伴い、現市役所敷地内にある松江城水源地に濁りなどが発生し、給水区域に影響が及ぶことが想定されるため、水の安定供給を図る目的で予備井戸を整備するために要する経費を補正するもの。</p> <p>事業内容 ・松江城水源地さく井工事：36,720千円</p>	<p>工事負担金 36,720</p>
下水道事業	97,880	<p>管渠施設整備事業（下水道総務課） 97,880</p> <p>社会資本整備総合交付金の増額内示が行われたため、不足する補助事業費を補正するもの。</p> <p>補正後額 補正前額 補正額 1,426,095千円 - 1,328,215千円 = 97,880千円</p> <p>事業内容 ・新港第一汚水幹線（L=310m）</p>	<p>国庫支出金 (1/2) 48,940</p> <p>市債 (100%) 48,900</p>
合計	134,600		